

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- ① 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - Ⓐ 新築されたもの
 - Ⓑ 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - Ⓒ 新築されたもの
 - Ⓓ 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - Ⓔ 新築されたもの
 - Ⓕ 建築後使用されたことのないもの
 - ② 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - Ⓐ 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - Ⓑ Ⓐ 以外

の規定に基づき、下記の家屋（令和 年 月 日 新築 ・ 取得）
 がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

千歳市長 様

申請者 住所
氏名
 上記代理人 住所
氏名 使者氏名 〔印〕

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	千歳市
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	① 売買 ② 競落
建築年月日	平成 年 月 日 令和
申請者の居住	① 入居済 ② 入居予定
床面積	m ²
区分建物の耐火性能	① 耐火又は準耐火 ② 低層集合住宅
工事費用の総額 (ⒺⒻの場合に記入)	円
売買価格 (ⒺⒻの場合に記入)	円
料金	1,300 円

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- ① 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - Ⓐ 新築されたもの
 - Ⓑ 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - Ⓒ 新築されたもの
 - Ⓓ 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - Ⓔ 新築されたもの
 - Ⓕ 建築後使用されたことのないもの
- ② 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
 - Ⓐ 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - Ⓑ Ⓐ 以外

の規定に基づき、下記の家屋（令和 年 月 日 新築 ・ 取得 ）
 がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	千歳市
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	① 売買 ② 競落

令和 年 月 日

千歳市長



住宅用家屋証明必要書類

※ (提出) 以外の書類については、提示のみで可

<所有権保存・移転登記>

■41a 新築されたもの（特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外）

1. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・建築確認済証および検査済証
 - ・登記事項証明書
 - ・登記申請書（建物表題登記）※法務局の受付印があるもの
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書の原本 (提出)

■41b 建築後使用されていないもの（特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外）

1. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・建築確認済証および検査済証
 - ・登記事項証明書
 - ・登記申請書（建物表題登記）※法務局の受付印があるもの
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書の原本 (提出)
3. 下記のうち、いずれか一つ (提出)
 - ・売買契約書の写し
 - ・売渡証書の写し
 - ・代金納付期限通知書の写し
4. 当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者による当該家屋が未使用であることの証明書 (提出)

■41c 新築されたもの（特定認定長期優良住宅）

1. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・建築確認済証および検査済証
 - ・登記事項証明書
 - ・登記申請書（建物表題登記）※法務局の受付印があるもの
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書 (提出)
3. 長期優良住宅認定申請書副本の写し (提出)
 - ※第一面から第四面まで。ただし、戸建ての場合には第三面は不要。
4. 長期優良住宅認定通知書の写し (提出)

■41d 建築後使用されていないもの（特定認定長期優良住宅）

1. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・建築確認済証および検査済証
 - ・登記事項証明書
 - ・登記申請書（建物表題登記）※法務局の受付印があるもの
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書の原本（提出）
3. 下記のうち、いずれか一つ（提出）
 - ・売買契約書の写し
 - ・売渡証書の写し
 - ・代金納付期限通知書の写し
4. 当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者による当該家屋が未使用であることの証明書（提出）
5. 長期優良住宅認定申請書副本の写し（提出）
※第一面から第四面まで。ただし、戸建ての場合には第三面は不要。
6. 長期優良住宅認定通知書の写し（提出）

■41e 新築されたもの（認定低炭素住宅）

1. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・建築確認済証および検査済証
 - ・登記事項証明書
 - ・登記申請書（建物表題登記）※法務局の受付印があるもの
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書の原本（提出）
3. 低炭素住宅認定申請書副本の写し（提出）
※第一、三、五、六面（ただし、戸建ての場合には第五面は不要）
※平成29年4月1日以前の様式については第一面から第四面まで。ただし、戸建ての場合には第三面は不要。
4. 低炭素住宅認定通知書の写し（提出）

■41f 建築後使用されていないもの（認定低炭素住宅）

1. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・建築確認済証および検査済証
 - ・登記事項証明書
 - ・登記申請書（建物表題登記）※法務局の受付印があるもの
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書の原本（提出）

3. 下記のうち、いずれか一つ (提出)
 - ・売買契約書の写し
 - ・売渡証書の写し
 - ・代金納付期限通知書の写し
4. 当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者による当該家屋が未使用であることの証明書 (提出)
5. 低炭素住宅認定申請書副本の写し (提出)
 - ※第一、三、五、六面 (ただし、戸建ての場合には第五面は不要)
 - ※平成29年4月1日以前の様式については第一面から第四面まで。ただし、戸建ての場合には第三面は不要。
6. 低炭素住宅認定通知書の写し (提出)

■42a 建築後使用されたことのあるもの (第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの)

1. 登記事項証明書
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書の原本 (提出)
3. 下記のうち、いずれか一つ (提出)
 - ・売買契約書の写し
 - ・売渡証書の写し
 - ・代金納付期限通知書の写し
4. 昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合、下記のいずれかの書類 (提出)
 - ・新耐震基準に適合するものである証明書 (当該家屋の取得日前2年以内に調査が終了したもの)
 - ・住宅性能評価書の写し (当該家屋の取得日前2年以内に評価され、耐震等級1～3のもの)
 - ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類の写し (当該家屋の取得日前2年以内に締結したもの)
5. 増改築等工事証明書 (提出)

■42b (a) 以外

1. 登記事項証明書
2. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・住民票の写し
 - ・未入居の場合は、申立書の原本 (提出)
3. 下記のうち、いずれか一つ (提出)
 - ・売買契約書の写し
 - ・売渡証書の写し
 - ・代金納付期限通知書の写し

4. 昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合、下記のいずれかの書類（提出）
 - ・新耐震基準に適合するものである証明書（当該家屋の取得日前2年以内に調査が終了したもの）
 - ・住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得日前2年以内に評価され、耐震等級1～3のもの）
 - ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類の写し（当該家屋の取得日前2年以内に締結したもの）

■41a～42b 共通

1. 耐火建築物もしくは準耐火建築物に該当する区分建物について証明を受ける場合
耐火建築物もしくは準耐火建築物に該当することを明らかにする書類の写し（確認済証及び検査証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く）の証明書等）
ただし、建物の構造が下記に該当する場合は不要
 - ・鉄骨鉄筋コンクリート造
 - ・鉄筋コンクリート造
 - ・鉄骨造
 - ・コンクリートブロック造
 - ・れんが造
 - ・石造
2. 低層集合住宅に該当する区分建物について証明を受ける場合
 - ・国土交通大臣が交付した低層集合住宅の認定書の写し

< 抵当権設定登記 >

1. 下記のうち、いずれか一つ
 - ・建築確認済証および検査済証
 - ・登記事項証明書
 - ・登記申請書（建物表題登記）※法務局の受付印があるもの※増築の場合は、増築後の床面積がわかるもの
2. 下記のうち、いずれか一つ（提出）
 - ・金銭消費貸借契約書の写し
 - ・登記申請書に添付する登記原因情報

その他書類については、所有権保存・移転登記41a～42と同じ